

千葉県告示第766号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月4日

千葉市長 神谷俊一

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 大椎町内会
- (2) 所在地 千葉県緑区大椎町95番地3
- (3) 代表者
 - ア 氏名 萱野 正勝
 - イ 住所 千葉県緑区大椎町95番地3

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 事務所の所在地
「千葉県緑区大椎町500番地2」を「千葉県緑区大椎町95番地3」に改める。
- (2) 代表者の氏名
「村上 美紀男」を「萱野 正勝」に改める。
- (3) 代表者の住所
「千葉県緑区大椎町500番地2」を「千葉県緑区大椎町95番地3」に改める。